

議案第27号

三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむの他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。ただし、陸路50キロメートル以上で、別に規則で定める県内市町村の区域への旅行の場合における日当の額は、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(2) 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の県外旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、同項の定額の2分の1に相当する額による。

附 則

